

●香川県警察本部告示第8号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年10月30日

香川県警察本部長 宮 島 広 成

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（発見時の報告）</p> <p>第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見した職員は、その所属（香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）の長に当該少年の氏名その他必要な事項を報告するものとする。</p> <p>（少年相談）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員（人身安全・少年課及び警察署の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。</p> <p>4 警察署の職員（署生活安全課の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、当該警察署の署生活安全課の課長に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。</p> <p>5 少年警察部門以外の部門の職員は、前2項の規定にかかわらず、当該少年相談を自ら処理することが適当と認めるときは、その所属の長に報告し、及び少年警察部門に連絡した上でこれを処理することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（少年カード）</p> <p>第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年（交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の</p>	<p>（発見時の報告）</p> <p>第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見した職員は、その所属（香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）の長に当該少年の氏名その他必要な事項を<u>書面により</u>報告するものとする。</p> <p>（少年相談）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員（人身安全・少年課及び警察署の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、<u>書面により</u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。</p> <p>4 警察署の職員（署生活安全課の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、<u>書面により</u>当該警察署の署生活安全課の課長に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。</p> <p>5 少年警察部門以外の部門の職員は、前2項の規定にかかわらず、当該少年相談を自ら処理することが適当と認めるときは、<u>書面により</u>その所属の長に報告し、及び少年警察部門に連絡した上でこれを処理することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（少年カード）</p> <p>第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年（交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の</p>

処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、警察本部長が別に定める少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）において保管するものとする。

2・3 略

（付添人選任届）

第30条 活動規則第19条に規定する付添人選任届の差出しは、別記様式第1号の付添人選任届を警察署長に提出して行わせるものとする。この場合において、調査主任官は、事前に付添人の制度について説明し、及び必要な助言等を行うことに留意するものとする。

（押収物の還付公告）

第33条 警察職員の職務等に関する規則第2条第1項に規定する公告は、別記様式第2号の押収物還付公告により行うものとする。

（児童相談所への通告）

第37条 活動規則第22条第1項第2号に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、児童通告通知書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）別記様式第37号の2の児童通告通知書をいう。以下同じ。）を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（児童相談所への通告）

第43条 活動規則第33条第1項第2号及び第3号に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（要保護少年についての活動）

第46条 活動規則第38条第2項に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（児童相談所への通告）

処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、別記様式第1号の少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）において保管するものとする。

2・3 略

（付添人選任届）

第30条 活動規則第19条に規定する付添人選任届の差出しは、別記様式第2号の付添人選任届を警察署長に提出して行わせるものとする。この場合において、調査主任官は、事前に付添人の制度について説明し、及び必要な助言等を行うことに留意するものとする。

（押収物の還付公告）

第33条 警察職員の職務等に関する規則第2条第1項に規定する公告は、別記様式第3号の押収物還付公告により行うものとする。

（児童相談所への通告）

第37条 活動規則第22条第1項第2号に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（児童相談所への通告）

第43条 活動規則第33条第1項第2号及び第3号に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（要保護少年についての活動）

第46条 活動規則第38条第2項に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（児童相談所への通告）

第47条の2 活動規則第39条第2項に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

第47条の2 活動規則第39条第2項に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

別記様式第1号（第21条関係）

(表)少年カード

資料区分

少年の氏名	異名	生年月日	職歴	名称	収入
本籍	出生地	職業	勤務先・職種	所在地	入職理由
住居	非行歴	非行等名	補導月日	補導月日	補導月日
行所	主な家族の氏名・続柄・年齢・職業・住居	家族数	家族数	家族数	家族数
家族関係	最終（在学）学校名・年	所在地	前歴	前歴	前歴
学校関係	学歴	成績	喫煙	有機溶剤その他	の薬物乱用

取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署	処遇意見
罪名	既達・未達別	手口	非行時の居住地	性 別
非行時の年齢	非行時の学職	学職の特殊形態	国 籍 等	在留資格等（外国人）
不法滞在期間（外国人）	補導歴・非行歴	補導歴	前回処分	非行年月日時
非行場所	背景	父親の態度	母親の態度	直接の動機・原因
家出関係	生活形態	両親の状態	母の不在状況	非行集団との関係の有無
非行集団関係	暴力団との関係の有無	送致等の区分	送致年月日	送致年月日

関係検査番号	署 年 月 第 号
作成者	年 月 日作成
逮捕年月日	署 係 氏名
逮捕場所	逮捕者
逮捕者	逮捕年月日
送致年月日	送致年月日
送致年月日	送致年月日
送致年月日	送致年月日
送致年月日	送致年月日
送致年月日	送致年月日

別記様式第 1 号（第30条関係）
略

別記様式第 2 号（第33条関係）
略

別記様式第 2 号（第30条関係）
略

別記様式第 3 号（第33条関係）
略

（裏）

索引							
保護等の 状況	緊急同行状 執	着手	年 月 日 時 分			引渡	年 月 日 時 分
	一時保護	着手	年 月 日 時 分			引渡	年 月 日 時 分
ぐ 犯 行 為 の 概 要							
事後 措置 その 他 参 考 事 項							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第4号（第37条、第43条、第46条、第47条の2関係）

児 童 通 告 通 知 書			
年 月 日		殿	
警察署長			
☐ 少年警察活動規則第38条第2項 の規定により下記児童を口頭により通告したので通知する。 ☐ 少年警察活動規則第39条第2項			
通 告 し た 年 月 日 時	年 月 日 午 時 分		
通 告 し た 者 の 官 職 氏 名			
通 告 受 付 者 の 所 属 ・ 氏 名			
氏 名 （ふりがな）	男・女	生年月日	年 月 日 生（ 歳 ）
職 業 学 校 ・ 学 年			
住 居			
氏 名 （名称又は商号及び 代表者の氏名）	生年月日	年 月 日 生（ 歳 ）	
職 業	児童との 続柄		
住 居 （主たる事務所又は 本店の所在地）	（電話 ）		
通告理由及び処遇意見			
備考			
担当者の官職氏名			
（電話 ）			

- 注意 1 この書類は、少年警察活動規則第38条第2項又は第39条第2項の規定による通告を口頭により行った場合に作成し、児童相談所に送付すること。
- 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 3 必要に応じて、児童の引渡しの有無、健康状態、所持金品等を備考欄に記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則
この規程は、令和8年10月30日から施行する。